

国民健康保険事業の運営状況

1 三重県国民健康保険事業特別会計の運営状況について（別表1）

平成30年4月から、県が市町とともに国保の運営を担い、財政運営の責任主体として中心的な役割を果たす制度改正が行われました。これまでのところ、県内各市町からの納付金の納入および各市町に対する保険給付費等交付金の交付に大きな問題が生じることもなく、国民健康保険事業の運営は順調に行われています。三重県国民健康保険事業特別会計の令和元年度決算において、歳入と歳出の差額は、約38億円の黒字となり、そこから翌年度精算額を差し引いた実質的な収支は、約23億円の黒字となっています。

今後も、国民健康保険制度を将来にわたって持続的かつ安定的に運営していくため、市町とともに医療費の適正化や財政運営の健全化に努めていきます。

2 県内各市町における保険料（税）の改定状況について（別表2-1、2-2）

平成30年度の制度改正後の各市町における保険料（税）の改定状況については次のとおりとなっています。なお、制度改正に伴う影響により市町から県への納付金相当額の負担が増加するものについては、国、県による補てんを行っています。

制度改正後に保険料（税）の引き上げを行ったのは平成30年度および令和元年度がそれぞれ7市町、令和2年度が6市町、引き下げを行ったのは平成30年度が3市町、令和元年度が1市町となっています。なお、令和2年度に引き下げを行った市町はありません。

引き上げの主な理由は、高齢化等による医療費の自然増への対応や市町の基金保有額の減少への対応、複数年で引き上げを行っているものであること、決算補てんを目的とした一般会計からの法定外繰入の解消を目的としたものとなっています。

引き下げの主な理由は、制度改正による納付金の負担減をそのまま反映したものの、基金保有額又は繰越金の増加によるものでした。

（制度改正後の県内各市町における保険料（税）の改定状況）

改定状況	平成30年度	令和元年度	令和2年度	変更の主な理由
	実施市町	実施市町	実施市町	
引上げ	伊賀市、川越町 大台町、御浜町 紀宝町、大紀町 南伊勢町（7）	伊勢市、亀山市 木曽岬町、東員町 川越町、大紀町 南伊勢町（7）	伊勢市、名張市 尾鷲市、木曽岬町 東員町、川越町 （6）	医療費自然増への対応 基金保有額減少への対応 決算補てん目的の繰入解消
引下げ	松阪市、東員町 玉城町（3）	多気町（1）	（0）	
据置き	（19）	（21）	（23）	

3 各市町における令和元年度国保特会事業状況について（別表3）

県内各市町における国民健康保険特別会計の令和元年度の事業状況は、別表3のとおりです。なお、県全体の特徴としては概ね次のとおりです。

県全体の被保険者数については、前年度に比べて1万6,051人減少し、36万9,372人となりました（平成30年度 38万5,423人）。

県全体の一人あたり医療費については、前年度に比べて1万212円増加し、39万9,542円となりました（平成30年度 38万9,330円）。

県内市町の平均収納率については、前年度に比べて0.27ポイント上昇し、93.05%となりました（平成30年度 92.78%）。

県内市町の法定外繰入の状況については、12市町で2億9,125万円となっており、前年度に比べて1市減少し、金額は8,924万円減少しています（平成30年度 13市町 3億8,049万円）。

4 予防・健康づくり等に対するインセンティブへの取組状況について（資料） （国の保険者努力支援制度と県の保険者取組支援制度）

平成30年度から国は、各自治体の医療費適正化や保険運営の安定化に向けての取組（例えば特定健康診査の受診率や後発医薬品の促進）を指標化し、交付金に反映させる「保険者努力支援制度」を創設しました。

また、県においては、保険者努力支援制度の指標達成を後押しするための交付金として、県独自の「保険者取組支援制度」を創設し、県内市町全体の医療費適正化等の支援を積極的に行っています。

さらに、国は令和2年度に引き続き、令和3年度予算においても500億円を確保し、保険者努力支援制度の抜本的な強化を行い、自治体における予防・健康づくりの推進を後押しすることとしています。

市町村の取組状況（獲得点数）を都道府県単位で平均化した「都道府県別市町村平均獲得点」全国順位

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
三重県	19位(531.55/880点)	32位(530.52/995点)	- 位(515.76/1000点)
全国平均	509.07/880点	555.31/995点	- /1000点
交付(予定)額	約7億2,000万円	約7億300万円	約6億7,100万円

5 運営方針記載の国保事業の取組状況（県全体）について（別表4）

「三重県国民健康保険運営方針」において、医療費適正化などの県全体で進める取組は、その状況を県内市町と確認しながら進めることとしており、三重県市町国保広域化等連携会議の場において情報共有を図りながら、進めています。